

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第7回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示
期日
氏名
年齢
住所
宣誓その他の状況

平成28年(ワ)第893号
平成29年10月19日 午後1時30分
三宅俊司
65歳

[Redacted]
裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。
後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名

三院 任司



印

別紙

原告代理人池宮城

まず、あなたの職業について簡単にお答えください。

弁護士です。昭和で言うと59年ですが、1984年に沖縄弁護士会に登録しました。沖縄弁護士会の会長にもなりました。36期の弁護士です。

現在、どういう弁護団に関わってますか。

辺野古弁護団に関わってます。あと、沖縄弁護士会人権擁護委員会、日弁連人権擁護委員会の捜査機関の人権侵害部会に関わっています。

現在ですね。

はい。

早速、それじゃあ、当日の事件に入っていきますが、2016年11月3日、記憶ありますか。

はい。

当日、あなたは、高江に向かっていたんですか。

はい。当時、山城さんが高江の関係で逮捕されたので、名護警察署に接見をし、その後、その後の山城さんの対応について相談するために高江に向かいました。

山城さんというと、フルネームで。

今現在、裁判になっている山城博治さんですね。

その高江にですね、具体的には相談に行くためにということでしたが、具体的にどういうことでしたか。

まず、朝、山城博治さんと名護署で接見をして、事情を確認をした上で、さらに高江で活動している平和運動センターの事務局長と今後の打合せをするために高江に向かいました。

高江には、何時頃向かったんですか。

事務所を出たのが9時過ぎ頃で、名護署で接見をした後、高江のメイ

ンゲートに着いたのが11時半頃だったと思います。
高江橋に行く前の方で、警察官に通行を、車を止められたことがありま
したね。

はい。

それ、場所は大体どこでしたか。

高江のメインゲートの前ぐらいです。そこで、愛知県警に止められま
した。

止められてどうなりましたか。

何も特に質問等はなく、一時期止まって、その後、進行するようにと
指示があったので、そのままN1ゲート方向に向かって発進しました。
それで、発進して以後、どの辺りでまた停止させられたんですか。

高江橋の直前になって、警視庁機動隊に停止させられました。

停止されたときは、具体的にどういう発言があって停止されたんですか。

特に発言はなくて、中央分離線のところに警察官が一人立っていて、
そのまま旗を振って誘導して、左側車線の前に鉄製の車止めがありま
したけども、その車止めの前に止まらされて、そこで停車しました。

ちなみに、この道路は何車線でしたか。

各一車線ごとの対面二車線です。

甲第1号証を示す

甲1号証、事件経過報告書を提示いたします。これはあなたが作成した報告
書ですが、時系列、時間でですね、まず、午前11時38分、北部訓練場メ
インゲート前で停止させられるということで、その時間もメモされていま
すが、この11時38分とか、11時42分、43分とか、分単位で記載され
ていますが、特に時計を見ながらメモしてたんですか。

はい、時計を見ながら手帳にメモして記載しています。

そうしますと、まず、このメインゲート前で停止されて、そこではすぐ発進

したんですか。

はい。特に何の質問もないし、止める理由も説明されていません。そこで発進を命ぜられたときに、私の車の前に5台ぐらいの車が止められていたので、その止めることはおかしいんじゃないのかということで、停車をさせていた警察官に対して抗議をし、その場所について写真を撮りました。

甲第2号証を示す

写真撮影報告書とありますが、その分を示します。これもあなたが作成したものです。

はい。

写真もあなた自身が撮影したものでしょうか。

はい、そうです。

甲第3号証を示す

続いて甲3号証、陳述書添付の写真。

3号証の添付の写真の1、2、3、4、5までが、愛知県警が止めたときの状況でした。

場所はどこでしたか。

メインゲートの前です。5の写真は、他の車を止めていることについて抗議して、そういった発言したときに撮った写真です。

6以降はどこですか。

6以降は、これは高江橋の前の警視庁の警察官の位置です。6で中央線の前に警察官が立っていて、旗を振って、左側に誘導されます。6番、7番、8番と車を誘導されて、8の状態です。9も、その止められたときの状況です。

9以降は、ずっと止められていたときの写真ということですか。

そうです、はい。

この具体的な停止させられた状況を説明してください。

まず、止められて、車の右側に立っている警視庁の警察官から、どこに行くのですかと聞かれました。私は、答える必要がありませんという事で答えました。そうすると、その後の質問はなくて、そのままその場に留め置かれました。

あなたの車は、どういうタイプの車でしたか。

普通の赤い色のバンタイプの車です。

それ、止められたというのは、具体的には、どういう形で停止させられたんですか。

車の進行方向に鉄の車止めが置かれて、右側にカラーコーンが数個設置され、私の運転席のすぐ右の隣に警察官機動隊が立っているという状態でした。車止めのところに三角の旗を付けた警察官が立っています。

甲第3号証を示す

甲3号証、陳述書を提示いたします。この陳述書、あなたが作成したものですね。

はい。

これに写真が添付されてますが、この写真で、今証言した状況をすね、具体的に写されている写真はどれですか。

甲8号証が、車の前に止まれという旗を立てて、車止めを設置をしている状態で止められた状況です。

裁判長

写真8という意味ですな。

はい、写真8、9、10、11は、その後、留め置かれた状態での現場の状況です。11は、右側をトラックがすり抜けていきます。12は、バトカーがすり抜けていきます。それから、15は、対面車線か

ら来た車です。それから、19は、同じくN1方向に向かっていくボンゴタイプの車です。ですから、一般の車も含めて、停車された反対側の車線を通してN1ゲート方向に車が進行していったという状況です。

原告代理人池宮城

それじゃ、この14、15、16の写真を見ると、あなたの車を前進させようと思えば右側の道路から行けた状況なんですね。警察の今、これ写真は、規制してますがね、警察は、あなたの車を右の方向、車線から前に進行させてやろうと思えばできたわけですね。

特に右側が通行できない状況じゃないので、通行しようと思えばできますけれども、車の進行方向にカラーコーンが幾つも付けられているので、警察官の指示がなくて走れば、カラーコーンをぶつけて通るかどうかということしかできない状況です。

あなたの車、停止させられて、あなたは、ずっと車の中で待機してたということですか。

はい、約2時間、待機しました。

この2時間の間、具体的にどんな、警察の現場にいる人たちとどういう会話をしましたか。

2時間のうちに相手方から質問されたのは、最初に、どこに行くのですかか、何をしに行くのですかということ、ちょっとはっきりは覚えてないんですけども、どこへ行くのですかという発言があって、その後、答えないとそのまま放置されました。その後で、1時間ぐらいたったぐらいに、車を置いて歩いて行きますかというような質問がありました。それに対して、私は、歩いては行きませんということを行いました。それから、Uターンをしますかということをおっしゃいましたが、それについても拒否をしました。会話したのはそれぐらいで

あつて、それ以外に相手方から質問があるとかということもありませんでした。免許の提示を求められることもありませんでした。なかつたんですか。

はい。

そしたら、約2時間強の時間ですね、あなたは車の中で閉じ込められたという形になっていたわけですね。

はい。1時間以上たったとき、1時間半ぐらいたったときに、いつまで止めるのかって聞いたら、もうすぐ終わりますという返事があったことは記憶してます。

もし、歩いてN1まで行くとしたら、どれぐらいの距離と時間が掛かりそうでしたか。

N1の前まで高江橋から歩いて行くと、30分以上、1時間近く掛かる可能性もあると思います。

あなたの車以外にですね、同じように停止させられていた車はありましたか。

後ろに、おナンバーの車とか、普通の車とかが数台止められましたけれども、全て5分ぐらい経過した段階で、全て進行していきました。

そういう状況を見てですね、あなた自身がずっと長い時間留め置かれてますよね。

はい。

あなたとしては、それはどういう受け止め方をしましたか。

やっぱり強制的に止められてるということですので、私の方で留め置きに協力して止めてるわけではありませんから、非常に腹立たしい思いをして止めていました。

その腹立たしい思いをですね、この現場にいる警官さんたちに罵声を浴びせるとか、そういうことをしましたか。

いや、そういうふうなことをしても仕方ないので、そういうことはし

ません。ただ、このようなことをやれば、国賠請求も含めて検討しますよということは警察官に言ったと思います。

それに対して、どんな反応をしましたか。

反応は何もありませんでした。回答は何もなかったです。

現場においてですね、あなたの方から、その現場指揮者とかそういうのに対して誰だということを発言したとか、そういう指揮者をここに連れてこいとか、そういうあれはしましたか。

そういうことは言いません。

やってないの。

はい。指揮者らしき人が、カマボコ車から何度か出たり入ったりしていましたし、それから、沖縄県警の警察官だと思いますけども、途中でビデオを持った警察官が3名か4名来て、車の前とそれから後方からビデオ撮影を始めてたということはありません。

しかし、あなたに直接事情を聞くとか、あるいはどうしようとか、そういう具体的に階級を名のってですね、具体的にそこでの申入れとか、そういうことはありましたか。

いや、一切ありません。声を掛けてきたのは、車の右側に立っていた警察、警視庁の機動隊の警察官が声を掛けてきただけで、それ以外から声を掛けられたことはありません。

その警視庁の警官が、どういう階級か、あるいは現場のどういう役目を持っているか、その辺は知らされなかったわけですね。

ええ。何も身分の關係の説明はありませんでしたし、留め置く根拠については聞きましたけども、留め置く根拠についても全く説明はありませんでした。

解放されたのが。

1時40分か50分ぐらいだと思います。

その解放するときに、この指押者から何か言われたんですか。

いえ、特に何も言われてません。ただ、隣にいた警察官から発進していいということになって、発進しました。

それで、どこに行かれましたか。

N1ゲートの前に行きました。

N1ゲート前は、どういう状況でしたか。

当日は休日なので、特に混乱している状況もなく、子供さん連れの人たちも現場で抗議行動をしたりしていました。現場で混乱があるという状況もありませんでした。

工事車両の出入りはなかったんですか。

私が行ったときは、もうありませんでした。

そうすると、この高江橋付近ですね、あなたの車をそういう長時間拘束しておく必要性なんてなかったということですか。

なかったと思います。はい。現場には、100メートルぐらいの範囲で駐停車禁止区域が突然作られましたけども、それ以外の部分は車の停車もできますし、この日以外に私は何度も現場に行ってますけども、駐停車禁止部分以外のところに車を止めて、N1ゲート前の抗議行動5分ぐらいのところ、車が止められますから、そこから歩いて現場に行くということは何度もありました。

こういう長時間、理由も明示せずに拘束されたわけですが、その警察のやり方に対して、あなたはどう受け止めていますか。

基本的に今回の事件を見ても、抗議行動をやっている人間であれば、ここで留め置くということが基本方針だというふうに陳述書等でも書かれていますけども、これはもう反対行動する人は犯罪者だということを前提として留め置いているわけですから、明らかに異常な警備活動が行われていると思っています。

被告の言い分では、この根拠、警察法とか、いろいろ法律を挙げていますがね、現場でそういう根拠方法は明示しましたか。

いや、一挙明示されていませんし、そもそも現場で対応した警察官が判断したわけではなくて、そもそも事前に高江の警備方針として反対行動する人間は車から降りて歩いて行かせるか、あるいは、Uターンさせるという方針を採っていましたという陳述書もありますので、これはもう当初の方針どおり、私が行く場所を言わないから、高江で抗議行動に行ってるんだろうということを前提として留め置いたということだと思えます。

そういう行為に対しては、やはり弁護士というあなた、専門家から見て、正に違法不当だということになるわけですね。

ただ、弁護士だから行かせる、弁護士でなければ行かせないという方針そのものが間違っているんであって、私は、自分の名前を言っただけで弁護士だから行かせるということも言っていない。弁護士だから行かせて、普通の人であれば、抗議行動する人だったらここで留め置くという方針そのものが違法だというふうに思っていましたので、自分の身分を説明することはありませんでした。ただ、当日は、今証言しているような服装で、背広の下を着て、ネクタイを締めて、それから背広は後ろの座席に置いていましたから、普通に、言わばサラリーマンのような服装をして通ってるわけで、それの何が犯罪を犯す蓋然性が高いのかということとは明らかにすべきですけども、そういう説明も現場で一切ありませんでした。

原告代理人中村

三宅先生が、県道70号線に入ってから北部訓練所のメインゲートまで行く間に、何か車両などで混乱している場所等はありませんでしたか。
何もありませんでした。

その後、高江橋に向かうまでの間に、車両などで混乱している場所がありましたか。

それでもありませんでした。

先ほどもちよつとお話に出ていましたけども、N1の状況はどうでしたか。

N1についても、機動隊のカマボコ車があったり、反対運動やってるグループの街宣車が置かれたりしていましたが、特にその場で混乱している状況はありませんでした。

車両を停止させられたときのことをお伺いしますけども、先ほど、どこに行くのかというか、何のために行くのかみたいなことを聞かれて、先生はそれに対して何か答えはしましたか。

答える必要はありません、質問する根拠は何ですかって聞きました。その留め置かれているときに、警察の方から、あなたはマスコミ関係者ですかとか、弁護士ですかとかいった質問はありましたか。

そういう質問はありませんでした。

被告代理人宮城

まず、原告は、この高江橋での警視庁機動隊によって交通規制に誘導されていったときに、免許証の提示を求めるといふ事実はないという話をしていますね。

免許証の提示を求められたことはありません。

それ以前に、メインゲートの辺りで、愛知県警の警察官に停止を求められましたね。

はい。

そのときはどうですか。

そのときもありません。愛知県警が止めたときは、5分かそこらの時間で進行しましたから、特に何もありませんでした。

乙第19号証を示す

これは被告側の証拠なんですが、19号証。こちらに、愛知県警ですね、1
1時38分、警察官の停止の求め、免許証の提示に応じたって書いてあるん
ですが、

そういう事実はありません。一切ないです。愛知県警のところでは、
窓ガラスを開けたという事実もありません。

次にですね、あなたは、陳述書では、留め置かれたというふうに言ってるん
ですが、留め置きというのほどのような状態を指してるんですかね。

前進できないという状況です。私が進行方向に向かって前進しようと
しても前進させないということです。

させない。

はい。

強制されたという意味も含みますか。

そういう意味です。はい。

他に、あなたは、鋼鉄製の車止め、カラーコーン、警察官、覆面パトカーな
どの前後周辺に取り囲まれ、車両を進行することが不可能な状態が続きました
という話をしていますね。

はい。

それで、まず車止めですが、車止めはあなたの車のどこに置かれたんですか。

進行方向の5メートルぐらい前方だったと思います。

あなたの車の直近じゃないんですか。

直近ではありません。5メートルぐらい先です。

甲第3号証を示す

今、甲3の陳述書添付の写真9、10、11、12を示します。そうします
と、このような状態だったんですね。

はい。

これは、警察官の前に置かれてるんじゃないですか。

警察官の前に車止めが置かれて、
いますよね。

はい、います。

それから、カラーコーンですが、カラーコーンは、あなたのどこに置かれて
たんですか。この9、10、11、12ね。

その今の写真に見えますように、私の車の右前方部分に置かれていま
す。

甲3号証の9、10、11、12。この右、対向車線との境の方に置かれて
いますよね。

そうです。対向車線との境に置かれています。

そうすると、これはあなたの車を停止させるためのものじゃないんじゃない
の。

前を見てもらえば分かりますけども、警察官が旗を立てて誘導して、
この車止めの前に誘導しました。誘導して、ここに付けられた後で、
カラーコーンを私の右側に複数個設置をしました。

当初からあるカラーコーンじゃないんですか。

私が入るためにカラーコーンが邪魔になるから動かしたんじゃないで
すか。

ともかく、あなたの車の前には、このカラーコーンを置いてないですよ。

カラーコーンは、右側に迂回をして進行できないように、私の車の右
側にカラーコーンが置かれてたということです。

カラーコーンは、この右側、対向車線ですから、この対向車線との境を示す
ためのものじゃないんですか。

いや、私の車を止めるためでしょう。質問の意味がよく分からないん
ですけども、カラーコーンが。

甲第3号証を示す

もうそれでいいです。それから、覆面パトカーというのは、また同じように
甲3号証の37、38を示します。このバックミラーに映っているのですね。
はい。

36、37、38のバックミラーに映っている白い車。
はい。

この車は後ろに付いてたんですね。あなたの車の。

そうですね。途中から。

ともかく、あなたの車の後ろに。

はい。後ろに付きました。これは警察の車です。

あなたは、この写真は何で撮ったんですか。スマホか何か。それとも。

いや、普通のカメラです。

普通のデジカメか何か。

はい、デジカメで撮りました。

その他に、車の中では、デジカメで撮ったり何か動作をしていましたか、作
業とか。

デジカメを撮るのと、それから警官についてノートにメモを書きまし
た。

警察官とのやり取りは、あなたの陳述書に書いてるような経過ですか。

そうです。はい。会話としては、最初に聞かれたことと、一番最初に
どこに行くんですか、あるいは何をしに行くんですかという質問が
あったのが1回と、それから、歩いて行きませんか、それともリター
ンしませんかというのが2回目と、3回目は発進をさせるときに言わ
れた、3回だけです。

あなたは、停止に従いますなどと述べたことはないと言っていますが、

ありません。

右に行くように指示されたのは、拘束されて約1時間を経過した後だとおっ

しゃっています。それは時計か何かを見て確認したんですか。

時計で確認しました。ただ、吏員に関しては、制止を止めてカラーコーンにぶつけて右側を走るとかですね、そういうふうなことはしませんよということは言いました。そういうばかなことはしません。どうせ公務執行妨害なりで逮捕するんでしょうから、そういうことはしませんということは言いました。

それから、あなたは、「後続車両が検問場所を迂回して高江橋方向に進行するので、その度に、私も行きますよと言いましたが、その度に進行させないとの態度が示され」ていましたというふうなことです。この後続車両というのは、どんな通行の仕方をしてたんですか。今、あなたの写真がありました。あなたがいわゆる停止させられてる、その後ろに車が来ましたね。それは、どんな形で前へ進行していったんですか。

私の車の後ろに警察の覆面パトカーが来るのは、かなり時間がたってからです。その前は、後ろに車が止められて、5分程度たてば、その車は右側の反対車線を通って高江橋を渡っていくというふうな進行になりました。そのときに、私の車も一緒に行きますよと言ったら駄目だということです。

その右側を通っていった車ですが、一般車両と一緒に工事車両も通っていましたね。

工事車両だけ通っているときもあるし、一般車両だけ通っているときもありますし、工事車両が通ったときに一緒に通したというものではありませんでした。

甲第2号証及び甲第3号証を示す

写真報告書、甲2の2枚目、表紙を入れて2枚目です。カラーの写真の部分の2枚目の上から3段目の写真ですね。これとほぼ同じなのが、甲3号証の陳述書添付の写真11番。こういう状況が、工事車両が、この隣の車線から

通っていたということですよね。

はい。

あなたの写真でしょう。

そうです、はい。

乙第25号証を示す

そういうことで、写真を撮っていたと、工事車両もそのように通っていたということですね。工事車両はですね、あなたの甲1号証の事件経過報告書の3ページの下から3行目によると、その間、およそ25分間隔で工事用トラックが複数回通過って書いてありますが、乙25号証を示します。あなたがいわゆる留め置かれていたときは何時間でしたっけ、2時間30分。

2時間少しですかね。

じゃあ、25分間というと、あなたの25分に1台って言いますから、その通った台数はどれぐらいになりますか。

そこまで記憶ありません。

でも、25分に1回ということは覚えてますよね。

大体、感覚として25分に1台ぐらいの割合で通ってたということであって、正確に25分かどうかは計ってはいません。

乙第25号証を示す

これは警察の統計で、出入城の車両の状況を示します。台数は144台。それから、この左側の10時48分、10時58分、10時59分、11時4分と、ここずっと結構短い間隔で通ってるんですが、これは気付かなかったの。

そんな短い間隔だとは思ってません。

そうすると、あなたが25分に1回と言いますと、今のこのカラーコーンですね、カラーコーンがそばにあって、今、原告代理人の池宮城先生からの質問にもありましたように、このカラーコーンがあっても、それは隣の車線で

したら、25分の間に、ぱっとすり抜けていかれたんじゃないかと思うんですけどどうですか。

いや、すり抜けと言うんだったら、これからやりますよ。

いや、そういう意味じゃなくて。

そういうことはできません。

つまり、物理的にそんな状況になったんじゃないんじゃないかという話です。

物理的にできなければ留め置かなければよかったんじゃないですか。

いやいや、あなたは疑わしかったからという話ですよ。この警察側の陳述書にも書いてあるように、疑われたから留め置かれたんです。

それについては、後で反対尋問で明らかにしますけどね。

裁判官山村

高江橋付近で停車していたときに、その停車の際の状況なんですけれども、車止めはもともと置いてあって、その車止めが置いてあるところに誘導されたということでもいいんですか。

そういうことです。

止まった後に車止めが置かれたわけじゃなくて、誘導されたということなんですね。

はい。

先ほどの話の中で、そのN1ゲートから10.0メートル辺りは駐車禁止区域になっていたという話がありましたね。

はい。

その駐車禁止区域になっていないところに車を止めて、そこから歩いてN1ゲート付近に行ってる人もいたという話でしたかね。

はい。

それは、工事車両が通行しているときの11月3日のような日も、そういう状況だったということですか。

はい、そういう状況でした。高江橋方向からトラックが走ってきますので、N1ゲートからさらに向こう側についてはトラックは通りませんので、そこは駐車できるスペースでした。

裁判官 森 健 長

先ほど、停車車両の右側の方にカラーコーンが置かれたというお話でしたけれども、カラーコーンは何個くらい置かれていましたか。

すぐ車の右は見えませんでしたので、私が見えるところでは、二つぐらいだったと思います。

二つ。自分から何メートル前と何メートル前とかが分かりますか。

車のすぐそばと、車のボンネットのすぐ前ぐらいです。

後ろとか、他のところにあつたかどうかは見えませんか。

それは見えませんでした。

以 上